

熱海・伊東地域大規模氾濫減災協議会規約

(設置)

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として、「熱海・伊東地域大規模氾濫減災協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 協議会は、昨今の豪雨の激化による甚大な水害等の頻発を踏まえ、施設では防ぎきれない大洪水等は必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国、県等が連携・協力して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の対象河川・海岸)

第3条 協議会は、伊東大川、その他熱海土木事務所管内における二級河川及び海岸を対象とする。

(協議会の構成)

第4条 協議会は、別表－1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の招集、進行及び運営は事務局が行う。

4 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて構成員以外の者の参加を要請し、意見を求めることができる。

(協議会の実施事項)

第6条 協議会において実施する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 現況の水害リスク情報等と減災に係る取組状況の共有

二 減災目標の共有と目標達成に向けて各構成員が取り組む事項をまとめた「取組方針」の協議・共有

三 「取組方針」にもとづく対策の実施とフォローアップ

四 水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組

五 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表が適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課、静岡県交通基盤部河川砂防局砂防課、静岡県交通基盤部熱海土木事務所、静岡県危機管理部危機対策課、静岡県経営管理部東部地域局、静岡県健康福祉部政策管理局健康福祉政策課が務める。
- 3 代表事務局は、静岡県交通基盤部熱海土木事務所が務める。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年3月14日から施行する。

(附則)

本改正は、平成30年2月16日から施行する。

本改正は、令和元年6月3日から施行する。

本改正は、令和2年6月9日から施行する。

別表－1 協議会 構成員

関係機関名	役職名
熱海市	市長
伊東市	市長
気象庁 静岡地方气象台	台長
国土交通省 中部地方整備局河川部地域河川課	課長
静岡県 危機管理部	参事（防災対策担当）
静岡県 経営管理部 東部地域局	副局長兼東部危機管理監
静岡県 健康福祉部 政策管理局	局長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局	局長
静岡県 交通基盤部 熱海土木事務所	所長

別表－2 幹事会 構成員

関係機関名	役職名
熱海市 市民生活部 危機管理課	課長
熱海市 観光建設部 都市整備課	課長
熱海市 健康福祉部 長寿介護課	課長
伊東市 危機管理部 危機対策課	課長
伊東市 建設部 建設課	課長
伊東市 健康福祉部 高齢者福祉課	課長
気象庁静岡地方气象台	防災管理官
国土交通省 中部地方整備局河川部地域河川課	課長補佐
静岡県 危機管理部 危機対策課	課長
静岡県 経営管理部 東部地域局	技監兼危機管理課長
静岡県 健康福祉部 政策管理局 健康福祉政策課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 河川企画課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 土木防災課	課長
静岡県 交通基盤部 河川砂防局 砂防課	課長
静岡県 交通基盤部 熱海土木事務所	次長兼企画検査課長